

第17回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年10月27日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・中村委員・米山委員・南部委員・岡部委員・森委員・阪井委員・吉岡委員・竹内道明委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・井出委員・尾崎委員・仁尾委員・西野委員
- 欠席委員 幸田委員・湯浅委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 岡久部長 それでは第17回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録署名者は椿地区の米山委員と中野島地区の遠藤義春委員にお願いします。それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 米山委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は10月20日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。
以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。
- 岡久部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 福井地区は案件ございません。

岡久部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 橘地区は案件ございません。

岡久部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は10月22日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、桑野地区お願いします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は10月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4から5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は10月24日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・

説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8から10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内道明委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は10月24日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、宝田地区お願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は10月24日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10から11ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は10月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11から12ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は10月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。そ

の結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12から14ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区からご報告します。大野地区は10月22日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の14から15ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次に、加茂谷地区お願いします。

事務局 加茂谷地区は案件ございません。

岡久部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は10月22日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

ます。

岡久部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾委員 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は10月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の16ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。お願いします。

岡久部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第2、3号議案について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局 議案書2ページ第2号議案ナンバー1についてですが、前回審議分の3条分を申請忘れ分です。

議案書3ページ第2号議案ナンバー9についてですが、譲受人は、現在歩きづらいものの、本人や妻は農業をすることがあります。今回の申請地は、譲受人の農地と隣接しており、申請地を取得することで、効率的に農業を行うことができるようになるので、結果的に譲受人の農業の労働負担が軽減されるものです。

議案書の4から5ページ第3号議案ナンバー1から3につきましては、先週、10月24日に、会長・現地調査委員・地元農業委員・推進委員及び事務局が、現地にて調査を行いました。現地調査の結果は問題ないと回答を得ています。

同議案、ナンバー5についてですが、この案件は、3年前に一時転用で駐車場の許可がでていた分で、一時転用から恒久転用に切り替えの為の申請です。この件につきましては、10月23日に現地にて、遠藤義春委員、中西推進委員、那賀川土地改良区清田次長及び事務局で確認をしました。境界立会や境界確定時また、一時転用許可申請時において、水路管理区域（いわゆる泥上げ場）の設定を行ってませんでした。この度、この問題が判明し、担当行政書士と協議をしまいましたが、そもそも水路管理区域の指導等につきましては、改良区や水利組合が行うものであり、今回については、境界確定や一時転用許可をして3年以上が経過しており、農業委員会から指導することは困難であるという結論に至りました。

同議案、ナンバー6についてですが、登記面積は1,424㎡で、一部集荷選別作業所として、例外の届出があり、その面積を除いた1,381㎡の収量1,923kg、10アール当たりの単収は1,392kgです。阿南市の10アール当たりの平均単収は1,652kgです。これは、徳島県農林水産統計年報の平成14年から18年の平均値です。よってこの割合は84.2%です。また、例外の届出分の集荷選別作業所を農地面積に参入した場合は81.7%で、これで計算をしても80%は達成しております。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

岡久部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

岡部委員 5ページの第3号議案ナンバー7について、特定建築条件付売買予定地とは何ですか。

事務局 通常農地転用では、建売住宅のみ許可していますが、この分につきましては、期日以内、今回は許可から5年以内に建てれば分譲販売しても構わない。しかしながら、5年以内に分譲し建物を建てれないと判断した場合は、転用者が責任を持って、建物を建てて、建売住宅として販売する必要があります。

岡部委員 この場所は何種農地か。

事務局 第3種農地です。

岡部委員 1ページの第1号議案ナンバー5についてですが、建物が建っていると思います。問題ないですか。

事務局 この物件については、特に〇〇番〇については、過去に許可歴があるものの、許可した理由が古いため不明でした。よって、許可済証明を発行することが困難だったため、申請人より、非農地証明の提出があった次第です。

岡久部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、まず、委員案件であります、6から8ページ第4号議案 ナンバー3から11については、〇〇〇〇委員案件となります。この分についてのご意見、ご質問がありましたら挙手のうえ、発言願います。

尾崎委員 今回分については、全て農業経営基盤強化促進法から契約をやり直したのか。

事務局 大半は、新規の契約です。ただし、一部は、農業経営基盤強化促進法の分を解約して、中間管理事業に契約をやり直しています。

尾崎委員 ○○○○○委員以外の第4号議案についても、ほとんど契約のやり直しですか。

事務局 農業経営基盤強化促進法の契約が満期となり、同じ所有者が同じ耕作者と中間管理事業で契約をやり直していることが多いです。ただし、新規で行っている分もございます。

遠藤裕美副部長 ○○○○○委員の案件で、主要作物が野菜と記載されているが、具体的にどんな野菜か。

○○○○○委員 ショウガと里芋です。

岡久部長 それでは、この案件について採決をしたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条により○○○○○委員には採決の間、退室をお願いします。

(○○○○○委員 退室)

岡久部長 それでは、6から8ページのナンバー3から11の第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画についての○○○○○委員の案件について、承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 異議がございませんので、この案件について、承認いたします。退室した○○○○○委員に入室してもらってください。

(○○○○○委員 入室)

岡久部長 退室されておりました、○○○○○委員へ先ほどの案件については承認されたことを報告いたします。それでは議事を再開します。
委員案件以外のそれぞれ各案件について、ご質問がありましたら発言願います。

(意見なし)

岡久部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。
先ほどの委員案件以外の全ての案件について一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。今回の第17回農地部定例会第1号議案から第4号議案は、
全て承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かござ
いますか。

(特になし)

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたら願
いします。

事務局 (視察研修について)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第17回農地部定例会を閉会いたします。次回は、1
1月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会